

2024年1月スタート!

新 NISA 制度のご紹介

非課税制度を活用して、
将来に備えた「資産形成」を
はじめましょう!

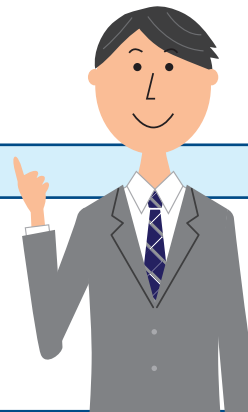


将来への備え考えてみませんか?

人生のライフイベントを考えてみると、結婚資金や教育資金、住宅購入資金など様々なお金が必要になります。さらに老後も見据えて老後資金も少しずつ準備していくことが重要でしょう。そのためには、必要な費用を把握したうえで、早めに資産形成をはじめてはいいがですか?



考えてみませんか？



“NISA”で資産形成!!

人生100年、資産形成が重要な時代になりました。
リスクを伴う株式・投資信託等であっても、
いくつかのポイントを押さえることで、安定的な資産形成が期待できます。

■安定的な資産形成のポイント!

POINT ① 投資信託を始めたら、長期で続けよう!

POINT ② 定期的にコツコツ積み立てよう!

POINT ③ 投資対象を分散しよう!

**NISAを使えば、
運用益は非課税!!**

非課税制度を上手に活用しませんか？

NISA（ニーサ）は中長期の資産形成を応援する制度です。

NISAとは、**上場株式・公募株式投資信託等への投資による譲渡所得、配当所得が非課税になる制度**です。
投資信託でいえば、「**分配金（普通分配金）**」と、
売却したときの「**値上がり益**」にかかる税金が非課税になります。

NISA口座

非課税

売却益、配当・分配金が非課税になります。

課税口座

(特定口座・一般口座)

20.315%

売却益、配当・分配金に対して20.315%の税金が課されます。

※令和5年度税制改正の大綱に伴い、NISA制度は2024年から新たな制度に変更されました。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (売却すれば枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等 (①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、 毎月分配型の投資信託及びデリバティブ 取引を用いた一定の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上		18歳以上
買付方法	積立(専用商品)		一括・積立(専用商品)

▶ つみたて投資枠について



■ つみたて投資枠とは？

つみたて投資枠のポイント！

- POINT ① 投資方法は「積立投資」のみ
- POINT ② 日本に住む18歳以上の個人の方が利用可能（口座開設年の1月1日現在で18歳以上）
- POINT ③ 年間投資枠は120万円、非課税保有期間は無期限（非課税保有限度額は最大1,800万円）
- POINT ④ 譲渡所得・配当所得が非課税
- POINT ⑤ 投資対象は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託
 - 信託期間が無期限または20年以上
 - 運用管理費用が低水準
 - 毎月分配金が支払われるものは対象外 等

■ つみたて投資枠の利用はこんなお客さまにおすすめです！

長期でコツコツ積立したい

投資は初めてなので
わかりやすいものがいい

低コストの商品で運用したい

厳選されたラインアップから選びたい

▶ 成長投資枠について



■ 成長投資枠とは？

成長投資枠のポイント！

- POINT ① 投資方法は「積立投資」または「一括投資」（併用できます）
- POINT ② 日本に住む18歳以上の個人の方が利用可能（口座開設年の1月1日現在で18歳以上）
- POINT ③ 年間投資枠は240万円、非課税保有期間は無期限（非課税保有限度額は最大1,200万円）
- POINT ④ 譲渡所得・配当所得が非課税
- POINT ⑤ 投資対象は、資産形成に適した一定の投資信託
（毎月分配型、信託期間が20年未満、デリバティブ取引を用いた高レバレッジ型の投資信託は対象外）

■ 成長投資枠の利用はこんなお客さまにおすすめです！

まとまった額の一括購入・積立購入
どちらも選びたい

多彩なラインアップから選びたい

より多くの資金で非課税投資したい

資産運用は臨機応変に考えたい

「長期」「積立」「分散」投資を組み合わせると…

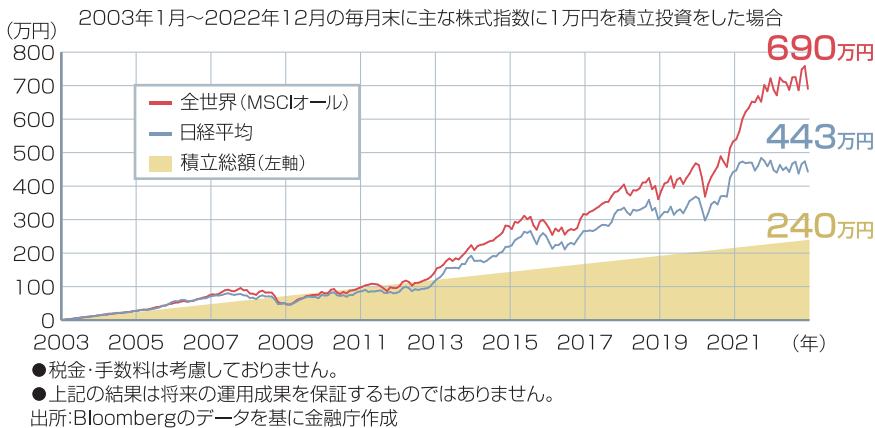
下の図は、世界の主な株価指数に、毎月1万円を20年間積立投資した場合のシミュレーションです。毎月1万円ずつの積立なので、積立総額は240万円になります。赤と青のグラフはそれぞれ全世界株式（MSCIオール）と日経平均株価に連動する資産で積立投資をした結果を表しています。20年後にはどちらも、積立総額の240万円を大きく上回っていることが分かります。今のような低金利の時代でも資産を増やすには有効な手段となり得るのではないのでしょうか。

※過去の運用実績であり、今後も同じ結果となるわけではありません。積立総額の240万円を下回る結果になることもあります。

長期・積立・分散投資を
組み合わせて行うことで、
安定的な資産形成が
期待できそうだね！



長期・積立・分散投資のシミュレーション（例）



非課税保有限度額までのNISAの活用例

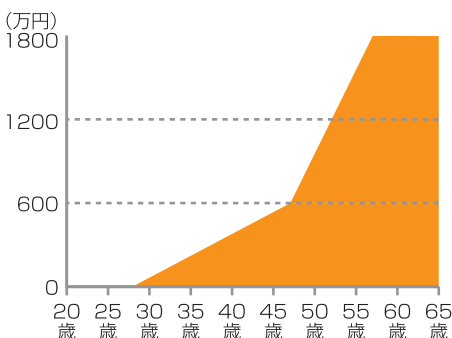
教育資金の終わりが見えてくる50歳近くになったら、積立額を増やしてしっかりと資産形成したいな。



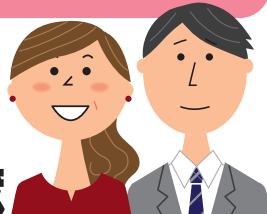
28歳

つみたて投資枠で28歳から47歳まで月2.5万（年間30万）円、48歳から57歳まで月10万（年間120万）円を投資した場合

30年間（28歳～57歳）



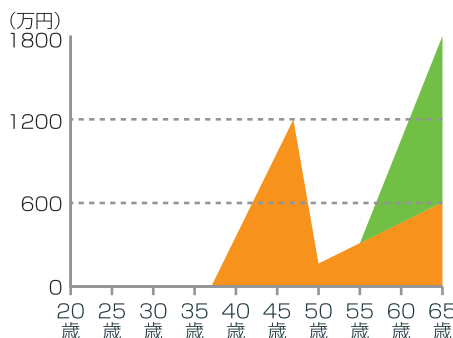
夫婦2人で資金を貯めて、子どもの教育資金として使いたい！
落ち着いたら夫婦の老後のために資産形成したいな。



37歳

37歳から月10万（年120万）円を47歳まで積み立てて、子どもの教育資金に使った後、55歳からは成長投資枠も利用した場合

28年間（37歳～65歳）



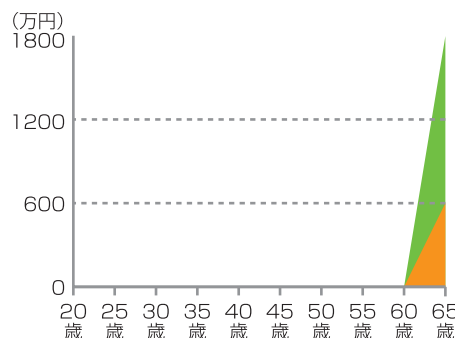
退職金で手持ちのお金が増えたから、時間分散しながらもう少し資産形成しておきたいな。



60歳

退職金を原資に60歳から65歳になるまで月30万（年360万）円をつみたて投資枠、成長投資枠を併用して積立投資した場合

5年間（最短）



※あくまで一例です。

※非課税保有限度額（1,800万円）を使い切る必要はありません。ご自身のライフプランに合わせた金額で自由に資産形成ができます。

NISAに関する



Q₁ NISA口座の開設には何が必要ですか？

A₁ ご本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）をお持ちいただき、あわせてマイナンバーをお届けいただく必要があります。
場合により、お届けのご印鑑も必要となります。

Q₂ NISAの対象商品には、こういったものがありますか？

A₂ つみたて投資枠の対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託で、成長投資枠の対象商品は、①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、毎月分配型投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外した上場株式・投資信託等です。なお、預金は対象商品に含まれません。

Q₃ NISA口座で生じた損益について、確定申告は必要ですか？

A₃ NISA口座で生じた利益は非課税となるため、確定申告の必要はありません。
なお、NISA口座で生じた損失は、税務上ないものとみなされます。

Q₄ 銀行の特定口座等で保有している投資信託等をNISA口座へ移管することはできますか？

A₄ 特定口座等で保有している投資信託等をNISA口座に移管することはできません。
NISA口座を開設した日以降、新たな資金で購入していただく必要があります。

Q₅ つみたて投資枠と成長投資枠の併用はできますか？

A₅ 併用可能です。つみたて投資枠の年間投資枠は120万円、成長投資枠の年間投資枠は240万円なので、年間360万円まで投資が可能です。ただし、非課税保有限度額は総額で1,800万円までで、そのうち、成長投資枠で利用可能な金額は1,200万円までです（つみたて投資枠で1,800万円を使い切ることもできます。）。

Q₆ NISA口座を複数の金融機関で利用することはできますか？

A₆ NISA口座は、1人につき1つの金融機関でしか利用できません。重複して口座開設の申し込みをしないようご注意ください。

非課税口座に関するご留意事項

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。2024年以降の新しいNISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- 非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新しいNISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が費消されます。
- 2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税保有期間終了時に、NISA口座内でお客様が保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

投資信託ご購入にあたってのご留意事項

- 投資信託は預金ではなく、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の基準価額は、その信託財産に組入れられた有価証券等の価格が、金利の変動、為替相場の変動、発行者の信用状況による変動により変化します。
その結果、お受取金額が当初の投資元本を割り込むことがあります。これらの資産減少のリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- 投資信託のご購入から換金・償還までの間に、直接または間接にご負担いただく各種費用および手数料には以下のものがあります。
 - ・申込手数料(申込金額に対して、最大3.300%(税込))
 - ・信託報酬(純資産総額に対して、最大年率2.420%(税込))
 - ・信託財産保留額(換金時の基準価額に対して、最大0.300%)
 - ・監査報酬および有価証券売買手数料などその他の費用については、運用状況や保有期間等に応じて変動するため、表示することができません。詳細につきましては、各ファンドの目論見書でご確認ください。
- 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託ご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は当行各支店にご用意しております。